

軽自動車税の改正について

令和7年度税制改正により、令和7年度の軽自動車の税率は下記のとおりです。

○原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等（税額は前年度と同じです）

車 種		標準税率	車 種		標準税率
原動機付自転車	50cc以下	2,000 円	雪 上 車	スノーモービル等	3,600 円
	新基準原付 125cc以下（4kw以下）	2,000 円	軽 二 輪 車	125cc超250cc以下	3,600 円
	50cc超90cc以下	2,000 円	二輪の小型車	250cc超	6,000 円
	90cc超125cc以下	2,400 円	小型特殊自動車	農耕用（トラクター等）	2,400 円
	ミニカー	3,700 円		その他（フォークリフト等）	5,900 円
特定小型原付	電動キックボード	2,000 円			

○三輪および四輪以上の軽自動車（車両の初度検査年月や環境性能により税率が異なります）

1.車検証の「初度検査年月」が平成27年3月以前の車両

- ㊦. 平成27年3月までに新車登録した車両は、旧標準税率が適用されます。
- ㊧. 新車登録から13年を経過した車両（電気自動車等を除く）は、グリーン化推進により重課税率が適用されます。平成29年度の重課対象は、平成16年3月以前に新車登録した車両です。

2.車検証の「初度検査年月」が平成27年4月以降の車両（グリーン化特例に該当しない車両）

- ㊨. 標準税率が適用されます。

3.車検証の「初度検査年月」が令和2年4月～令和3年3月の環境性能が優れた車両

グリーン化特例（軽課）が適用されます。（令和3年度限り）

- ㊩. 電気・天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準適合かつNOx10%低減車）は約75%軽減されます。
- ㊪. 乗用：★★★★かつ平成32年度燃費基準値より更に20%以上達成車
貨物：★★★★かつ平成27年度燃費基準値より更に35%以上達成車 } 約50%軽減されます。
- ㊫. 乗用：★★★★かつ平成32年度燃費基準値達成車
貨物：★★★★かつ平成27年度燃費基準値より更に15%以上達成車 } 約25%軽減されます。

※㊩のNOxとは、窒素酸化物のことです。

※「★★★★」は、平成17年排出ガス基準値の75%以上低減達成車のことです。

車 種	旧標準税率 (~H27年3月)	重課税率 (13年経過車)	標準税率 (H27年4月~)	グリーン化特例(軽課)				
				㊩ 約75%軽減	㊪ 約50%軽減	㊫ 約25%軽減		
軽三輪	3,100 円	4,600 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円		
軽四輪	乗用	自家用	7,200 円	12,900 円	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		営業用	5,500 円	8,200 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	6,000 円	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円
		営業用	3,000 円	4,500 円	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円

※最初(新車)の登録年月は、自動車検査証の「初度検査年月」欄で確認してください。

※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の「備考」欄に記載されています。

